

## 箱根町総合教育会議設置要綱

(設置目的)

第1条 町長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題及び箱根教育の振興についての方針を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、箱根町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項に規定するところによる。

(構成員)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集し、その議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対して協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見の聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 町長は、会議終了後、遅滞なくその議事録を作成し、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き公表するものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局を企画観光部企画課に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。